

令和 6 年 5 月 13 日

「一般社団法人競馬情報公正取引協議会」と称する団体について (注意喚起)

今般、消費者庁及び公正取引委員会と関係のない「一般社団法人競馬情報公正取引協議会」と称する団体が存在することが確認されました。

当該団体は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）（以下「景品表示法」という。）第 31 条の規定に基づいて消費者庁長官及び公正取引委員会により認定された「公正競争規約」（※）を運用する団体ではなく、消費者庁及び公正取引委員会とは一切関係がありません。

消費者庁長官及び公正取引委員会により認定された公正競争規約と、その運用団体は、下記リンク先に記載されているもの以外にはありませんので、消費者及び事業者の皆様におかれましては、ご注意ください。

※公正競争規約とは、景品表示法第 31 条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールですが、競馬情報に関する業種において、公正競争規約が設定された事実はありません。

（参考）

- ・ [公正競争規約 | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code/)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code/

- ・ [公正競争規約が設定されている業種 | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code/industries)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code/industries

- ・ [公正取引協議会・公正競争規約一覧 \(jfftc.org\)](https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/kiyaku_list.html)

https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/kiyaku_list.html

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電 話 03 (3581) 3371

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>